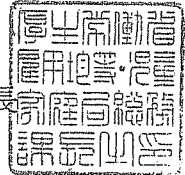


雇児総発第0603001号  
社援基発第0603001号  
障企発第0603001号  
老計発第0603001号  
平成20年6月3日

各 { 都道府県  
指定都市  
中核市 } 民生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



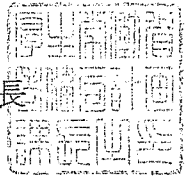
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局計画課長



障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について

去る6月2日未明、神奈川県綾瀬市の障害者ケアホーム等における火災の発生により、3名の方が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

障害者ケアホーム等介護を要する者等が入居する社会福祉施設等において火災が発生した場合には甚大な被害につながるおそれがあるため、平成18年1月10日付け雇児総発第0110001号・社援基発第0110001号・障企発第0110001号・老計発第0110001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長通知「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」(別添1)により、防火安全体制の徹底等をお願いしているところであります。

また、消防庁より、平成19年6月13日付け消防予第230号「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(別添2)及び消防予第231号「小規模社会福祉施

設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」(別添3)が発出されております。

貴職におかれましては、社会福祉施設等について、これらの通知の内容を踏まえ、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保する等、防火安全対策に万全を期すよう改めて周知徹底をお願いいたします。

なお、今回の火災を踏まえ、消防庁においても社会福祉施設等における防火安全対策の徹底について検討が行われているところであり、現在、同庁と連携しつつ厚生労働省としても今後の対応について検討しているところである旨申し添えます。

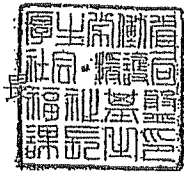
雇児総発第0110001号  
社援基発第0110001号  
障企発第0110001号  
老計発第0110001号  
平成18年1月10日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



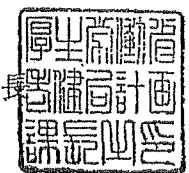
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局計画課長



認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について

去る1月8日未明、長崎県犬村市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、7名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

認知症高齢者グループホーム等介護を要する者等が入居する社会福祉施設等において火災が発生した場合には甚大な被害につながるおそれがあります。

したがって、貴職におかれましては、これらの社会福祉施設等において、防火体

制及び万一火災が発生した場合の消火・避難通報体制を確保する等、防火安全対策に万全を期すよう周知徹底をお願いいたします。

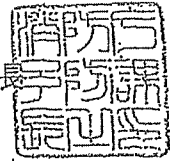
なお、本日付で、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに、認知症高齢者グループホーム等について立入検査を行い、消防用設備等の状況について調査を行う予定である旨通知（別添）が発出されていますので、貴職におかれても、消防防災主管部局と連携をとりつつ、所管する社会福祉施設等における消防用設備等の状況について把握されるようお願いいたします。



消 防 予 第 8 号  
平成18年1月10日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長



認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について

去る1月8日に発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」の火災において死者7名、負傷者2名の犠牲が出たことは誠に遺憾です（火災の概要については、別添参照）。

当庁においては、火災発生後直ちに消防法第35条の3の2及び第35条の3の3の規定に基づき、消防庁長官による火災原因調査を発動して職員を現地に派遣し、関係当局とも協力の上、調査を行っているところです。

また、今回の火災の教訓を踏まえ認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策について検討会を設ける予定ですが、類似の火災の発生を防止するために、当面の対応として、認知症高齢者グループホームその他の類似施設について立入検査を行い、法令違反が認められた場合には所要の措置を講ずるとともに、法令違反がない場合であっても、下記1に示す点を考慮し、在館者の判断能力や行動能力等の特性を踏まえると火災時の危険性が高いと判断される場合は、下記2に示すような適切な対応を講ずるよう指導されるよう努めてください。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省老健局とも調整済みであり、立入検査にあつては必要に応じて厚生労働部局と連携して対応されるようお願いいたします。

また、認知症高齢者グループホーム等の実態と課題を把握する必要があるので、実態調査の依頼について、追って通知する予定です。

記

1 考慮すべき要素

- ア 在館者の中に認知症高齢者や要介護度の高い者が多数含まれる。
- イ 建物の各居室から屋外等の安全性の高い場所に避難するのに、比較的長い時間を要する（各室から容易に屋外に避難できるか、二方向避難が可能か等の要素が重要）。
- ウ 出火及び延焼拡大防止上有効な状況にない（防災物品は使用されているか、火気使用設備の状況はどうか、喫煙管理の状況はどうか、収容物が多いか少ないか等の要素が重要）。
- エ 消防計画の作成、消防訓練の実施等が行われていない。

2 火災時の危険性が高いと判断された場合の対応

1に掲げた各要素を踏まえた場合に、夜間を含む職員数が、火災時の初期消火、避難誘導等の初期対応を講ずる上で十分な状況にあるか検討し、これらに遅れが生ずる可能性が高い場合は、出火原因及び延焼拡大要因として想定されるものを可能な限り排除する、認知症高齢者や要介護度の高い者を容易に避難できる室に居住させるよう配慮する、自動火災報知設備を設置し火災の早期発見に努める等の対応を検討されたいこと。

【連絡先】 消防庁予防課 坂倉・伊藤・岡田  
電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533  
mail：okada.y@fdma.go.jp

グループホーム「やすらぎの里」の火災の概要（第5報）平成18年1月10日10時00分  
総務省消防庁予防課

## 1 出火日時等

出火時刻：平成18年1月8日02時 分  
覚知時刻：平成18年1月8日02時36分  
鎮圧時刻：平成18年1月8日04時05分  
鎮火時刻：平成18年1月8日05時05分

## 2 建物概要等

建物名称：グループホーム「やすらぎの里」（消防法施行令別表第一(6)項ロ）  
敷地面積2798.8<sup>8</sup>m<sup>2</sup>、建築面積292.6<sup>6</sup>m<sup>2</sup>、延べ面積279.1<sup>1</sup>m<sup>2</sup>  
住 所：長崎県大村市陰平町2245-1番地  
建物構造：鉄骨造一部木造平屋建て  
消防用設備等：消火器、誘導灯  
消防同意：平成15年4月7日  
着 工：平成15年5月1日  
最終査察：平成15年8月8日（使用開始検査であり、指摘事項なし）

## 3 焼損程度

焼損面積 279.1<sup>1</sup>m<sup>2</sup>（建物1棟全焼）

## 4 死傷者等

死者 7人  
負傷者2人

## 5 消防機関等の活動状況

## (1) 消防本部等の対応

消防本部 4隊 13台 43名  
消防団 10台 137名

## (2) 消防庁の対応

1月8日4時23分に県央地域広域市町村圏組合消防本部から火災報告（第1報）を受け、情報収集及び対応を開始する。

消防法第35条の3の2及び第35条の3の3の規定に基づき、消防庁長官による火災原因調査を発動し、予防課職員1名、消防研究所職員2名の合計3名を現地に派遣した。

## 6 火災原因

調査中